

徳島県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県文化振興財団に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）第
十条第一項に規定する観覧料及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務